

## 平成30年第11回教育委員会会議事録

### 1 開催日時

平成30年8月22日(水) 午後3時02分～午後4時46分

### 2 開催場所

忠類総合支所 小会議室

### 3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	山端 広和
	生涯学習課長	石野 郁也
	給食センター所長	宮田 哲
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	塚本 真敏
	学校教育推進員	中村 吉昭
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	梶原 源基

### 4 議 事

議案第48号 平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第49号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について

議案第50号 幕別町いじめ防止基本方針の改定について

議案第51号 平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択について

議案第52号 平成31年度に使用する中学校用教科用図書(道徳)の採択について

議案第53号 平成31年度に使用する中学校用教科用図書(道徳以外)の採択について

議案第54号 平成31年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について

議案第55号 平成29年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について

議案第56号 指定管理者の指定に係る議会提案について

議案第57号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

**菅野教育長** ただ今から、第11回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第10回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、第10回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

**教育部長(岡田 直之)** 2番東委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

**菅野教育長** 他にございませんか。

(ありません)

**菅野教育長** ないようですので、議件に入ります。

日程第5、議案第48号平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

**教育部長(岡田 直之)** それでは議案第48号、平成30年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧くださいと思います。今回の補正予算につきましては10款教育費の予算に719万4千円を追加し、予算の総額を14億5,825万円とするものであります。

1項教育総務費450万円を追加するものであります。

6目学校給食センター管理費450万円ですが、需用費の修繕料は、幕別学校給食センターの厨房機器の修繕に要する費用を追加するものであります。

5項社会教育費169万4千円を追加するものであります。

7目図書館管理費169万4千円ですが、共済費及び賃金は、業務量の増加等による人員不足に対応するため、司書資格を有する臨時職員1名を雇用するための費用を追加するものであります。

6項保健体育費100万円を追加するものであります。

2目体育施設費100万円ですが、需要費の修繕料は各町民プールの修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、債務負担行為補正であります。

後ほど、議案第56号指定管理者の指定に係る議会提案についてでも説明させていただきますが、札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの指定管理者業務に係る指定管理料につきましては、これまで単年契約で管理業務を委託しておりましたが、住民サービスの向上と経費の削減を図るため指定管理者制度を導入し、平成31年度から5年間を期間として、限度額を2億1,400万円、単年度にいたしますと4,280万円になりますが、これに消費税及び地方消費税を加算した額の債務負担行為を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 学校給食センター管理費450万円の追加ですが、具体的にどのような修繕内容に係る追加でしょうか。

**給食センター所長（宮田 哲）** 食器の洗浄機、ごはん釜などの調理機器の修繕に係る追加でございます。

**瀧本委員** 保健体育費の町民プールの100万円の追加であります、具体的にどのような修繕内容に係る追加でしょうか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 体育施設の修繕料につきましては当初予算でプール、プール以外にも含めまして150万円ほど見積もっていたところですが、町民プールの関係で当初の修繕の金額で対応しきれないような修繕がありました。例えば、札内東町民プールの更衣室の天井の修繕ですとか、札内南町民プールの更衣室の床の剥がれですとか、忠類町民プールの給水管の修繕、幕別町民プールの滑り止めシートの修繕等、その他もろもろの修繕を含め、プールの修繕で100万円とその他の修繕で当初予算をほぼ使い切る形になってしまって、今後何かあるかわからないので、プールの残り使用期間は短いですが、その他のプール以外の施設で通常の年の修繕の内容を考え、今回100万円を要求させていただいております。

**瀧本委員** 町民プールの関係で100万円を追加されていますが、今現在、それ以外で修繕が終わってない施設があるのでしょうか。

**生涯学習課長（石野 郁也）** 当初予算150万円のなかで既に故障したものは対処しております。今後故障などでできた施設に対応するために、今回追加補正をさせていただいたところがございます。

**菅野教育長** そのほかに質疑はございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第48号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第48号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6、議案第49号第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について説明を求めます。

**教育部長（岡田 直之）** それでは議案第49号、第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出についてご説明申し上げます。

議案書の2ページから5ページをご覧くださいと思います。本年3月に平成30年度を初年度とし、平成39年度までの10年間を計画期間とする「第6期幕別町総合計画」が策定されたところでありますが、例年この時期に、各部・各課におきまして総合計画の施策を具体的に推進するため、今後3年間の事業について実施計画を策定し、町企画総務部に対し事業内容を説明し、予算要求をしているところであります。

企画総務部では総合計画との整合性や町長公約、今後の財政状況、さらにはこれまでの議会答弁や公区からの要望対応など、多方面から査定するものであり、今回は平成31年度から33年度までの3か年の事業について教育委員会として要求するものであります。

教育委員会関係分は、3年間で28事業であり、今回新たに要求する事業は、4事業であります。企画総務部の指示により、今まで実施計画に計上していなかったソフト事業でも、政策的要素の強い事業につきましては、実施計画に計上したのもございます。

新規事業として新たに実施計画に計上した事業といたしましては、2ページの4番「新設高校支援事業」、3ページの12番「小学校社会科副読本整備事業」、13番「学校教室カーテン更新事業」、4ページの21番「忠類ナウマン像記念館の充実」であります。

要求事業について、新規事業や重点事業を中心に説明させていただきます。

はじめに、学校教育課の関係分であります。

3番の「小中学校大規模改修事業」であります。直営により平成31年度に各学校の劣化度調査を行い、それを基に、平成32年度に長寿命化計画を策定し、学校ごとの改修年度を位

置付けてまいります。その後、平成33年度に実施設計を行い、順次大規模改修工事に着手してまいります。

次に、4番新規の「新設高校支援事業」であります。

平成31年度に道立の新設高校が開校いたしますことから、新設高校が、町民に愛され、魅力あふれ、選ばれる学校となるために、部活動振興の補助や進学模擬試験受験料の補助、各種資格検定料の補助、教育活動へのスクールバス運行などに要する費用を補助しようとするものであります。

3ページにまいりまして、12番新規の「小学校社会科副読本整備事業」であります。小学校3、4年生の社会科において教育課程に位置付けられる「わたしたちのまち、みんなのまち」などの学習において、本町の産業や歴史を学ぶことに使用される副読本「まくべつ」を、平成32年度の小学校新学習指導要領の全面実施にあわせて整備するものであります。

次に、13番新規の「学校教室カーテン整備事業」であります。学校の学習環境や衛生環境を整えるため、老朽化した教室カーテンを計画的に更新しようとするものであります。

次に、生涯学習課の関係になります。

14番の「百年記念ホール改修事業」であります。

平成25年度に策定いたしました整備改修計画に基づく改修であります。平成31年度につきましては、講堂床改修工事、ボイラー及び電話交換装置の更新工事を実施しようとするものであります。

次に16番の「運動公園野球場整備事業」であります。

平成31年度は、野球場の内野グラウンドの補修工事を実施し、スポーツ合宿誘致における環境整備を進めようとするものであります。

次に、17番「農業者トレーニングセンター改修事業」であります。

昭和58年に開設し、今年度で35年が経過し施設全体の老朽が進んでおりますことから、平成28年度に「幕別町トレーニングセンター改修工事調査」を行い、平成30年度以降計画的に改修を行っていくこととしたところであります。平成30年度は、改修を行うための実施設計を実施し、平成31年度は、外壁、玄関、ロビー床、アリーナ壁及び会議室フローリングの改修工事を実施する予定であります。

次に、18番「オリンピックの町創生事業」であります。

本事業は、平成28年度から実施しております「未来のオリンピック選手を育てる事業」を主体として、国の地方創生推進交付金を活用し、本年度から拡充して実施している事業であります。本事業につきましては、スポーツ合宿誘致の基盤づくり、運動・スポーツを支える人材の育成及び町内の農畜産物の活用方法とアスリート食の調査研究などの実施を予定しております。

次に、19番「全国・全道文化スポーツ大会参加奨励事業」であります。

本事業につきましては、継続事業であります。全国大会参加の助成対象を高校生までに拡充するとともに、同一年度2回目以降は助成額を半額とする調整の撤廃、さらには、対象宿泊費の上限額の引き上げに関しましては上限額8千円でありましたが、近年の宿泊代の高騰に伴いまして1万1千円に引き上げを行おうとするものであります。

4ページにまいりまして、21番新規の「忠類ナウマン像記念館の充実」であります。

平成31年度に、ナウマン像発掘50周年を迎えますことから、特別展や記念講演、化石発掘地の再発掘調査等を行い、ナウマン像記念館の充実を図るとともに、来場者の増加につなげようとするものであります。

なお、平成33年度までの事業には計上しておりませんが、「札内町民プール建設事業」についてであります。

札内の町民プールにつきましては、昨年の総合教育会議におきまして、委員の皆様にご視察をしていただきましたが、現在札内地区には、町民プールとして札内南、札内東、札内北の

3か所に設置し、学校授業用プールとしても活用しているところではありますが、今後とも札内地区プール3館をそれぞれ単独で整備していくのか、それとも、札内東町民プールが建築後50年を経過することから、この際、札内地区の3プールを統合し、利用できる期間を通年化し、温水プール化するかを検討してきたところでもあります。事務局としては、将来の人口減少や児童数の減少、さらには、今後の公共施設の適正な配置などを総合的に考慮し、札内地区に統合プールを設置することが望ましいものと考え、予算の要求を行ってきたところでもあります。

しかしながら、札内南と札内北プールは、今後20年程度は使用可能であることや、プールの統合は、利用者にとりましては利便性の低下につながりますことから、更に札内市街地区の各学校やPTAなどと意見交換を行いながら、慎重に方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、図書館の関係になります。

22番「図書館整備事業」であります。

図書館の読書環境の向上に向けた改修工事や老朽化に伴う修繕工事を行うものでありますが、平成31年度は、昨年も要求いたしました本館のトイレ様式化や高圧変圧器の修繕工事、本館の冷房工事等を行おうとするものであります。

25番「図書館を核とした地域づくり事業」であります。

継続事業ではありますが、町の総合戦略に位置付けておりますことから、昨年から実施計画に掲載した事業であります。本事業につきましては、国の交付金を活用して、図書館を核とした活字と笑いで活気あるまちづくり事業を実施するものであります。

5ページにまいりまして、27番と28番であります。給食センターの備品等更新事業であります。幕別及び忠類の給食センターの備品の老朽化に伴う機器の更新を行おうとするものでございます。

以上であります。年度別計のとおり総事業費は、平成31年度は3億7,882万5千円であり、32年度は2億4,443万1千円、33年度は2億2,971万1千円を要望するものであります。教育施設や社会教育、体育施設の老朽化に伴い今後は事業費が増加して行くものと考えております。

今後、11月上旬頃に内示となりますので、その結果につきましては、内示後の直近の教育委員会会議で報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**國安委員** 19番の全国・全道文化スポーツ大会参加奨励事業拡充の内容についてであります。補助対象が、拡充し高校生まで広がった場合、町外の高校に通っている方も対象となるのでしょうか。

**教育部長（岡田 直之）** 対象につきましては、幕別町内に在住の方となりますので町内の高校に限りません。例えば柏葉高校、三条高校等でも幕別町内在住の高校生の方が該当したときには、助成をしようと計画しているところでございます。

なお、18番の事業にもありますとおり、オリンピックの町創成事業、今までは未来のオリンピック選手を育てる事業ということで、主に小中学生を対象に取り組をしておりましたが、小中学生だけではなく高校生、さらにはスポーツだけではなく文化活動にも力をいれていくということで、現在拡充を考えているところであります。

**小尾委員** スクールバスの購入事業ということで、今回、日新線、相川線を更新となるということですが、このスクールバスの更新に関しての走行年数や走行距離の目安はどのようになっているのでしょうか。

**学校教育課長（山端 広和）** 基本的には30万kmを目安としております。

年数につきましては、はっきりと何年ということではございませんが、15年か20年程度経過する中で30万kmから40万kmを走行した際に、修繕度合いを考えながら更新するかどうかを決めております。

**菅野教育長** そのほかに質疑はございませんか。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第49号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第49号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第50号、幕別町いじめ防止基本方針の改定について説明を求めます。

**学校教育課長(山端 広和)** それでは議案第50号、幕別町いじめ防止基本方針の改定についてご説明申し上げます。

議案書は、6ページ及び議案第50号説明資料1をご覧くださいと思います。

基本方針につきましては、国において、いじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進することを目的に平成25年6月にいじめ防止対策推進法を制定し、その後、文科省で定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定を受け、道においても条例を制定するとともに、北海道いじめ基本方針を策定したことなどを踏まえ、本町においても平成26年10月に幕別町いじめ防止基本方針を策定しております。

今回の改定については、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定、道の「いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、基本的な部分を見直すものであります。

見直ししました内容につきまして、ご説明いたします。

議案第50号説明資料2をご覧くださいと思います。

こちらは、幕別町いじめ防止対策基本方針新旧対照表になります。

左側が改定前、右側が改定後となり、下線で表示されている箇所が改定する部分になります。基本方針の策定月日は、当初策定が平成26年10月、改定後は、本年8月となります。

次に、「はじめに」と書かれた部分の最後の文脈になりますが、今回の改定経過を加えるものであります。

次に、大きな項目1、小項目2のいじめの定義等のうち、(1)になりますが、「SNS等を利用した」という文言を加えております。近年ではラインなどのSNS等を利用したいじめの増加がありますことから、インターネットを通じた、いじめの表記を全頁において統一しております。

3、いじめの理解のうち、(4)につきましては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒や外国人の児童生徒など、様々な特性の子どもたちがいる中、時として人と違うことがいじめのターゲットとなってしまうことがあります。ここで記載している「適切な支援」とは単に、そういった子に対する支援のみだけでなく、児童生徒全体への指導や自分と違うということに対する道徳的な教育ということも防止という意味で含むものであります。

(5)につきましては、先ほどご説明しましたとおり、SNS等を利用したいじめ、あるいは犯罪等も増え、大人からは見えにくい場所で起こりうるようになってきています。軽い気持ちで書き込んだ内容や画像が本人の想像を超えて大きく影響を与えることがあるということ、大人も理解しないといけないということから加えているものであります。

次に4のいじめの解消については、今までいじめの解消についての定義がなかったことから、いじめの解消判断基準等を加えるものであります。判断基準としては、(1)で、様々な要因を勘案して判断されるものとしつつ、少なくとも2要件を満たされていることを必要である旨を表記しておりますが、一つ目は、アに記載のとおり、いじめを受けた児童生徒に対す

る心理的又は物理的な影響を与える行為が、少なくとも、3カ月以上やんでいる状況を確認できること。

二つ目が、イに記載のとおり、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを保護者や児童生徒との面談により確認ができること。としております。

(2)では、いじめの解消に至っていない段階では、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下、早急かつ丁寧ないじめの解消に向けた努力を行うことが必要であるとしております。項目を追加したため、改定前の項目4が、改定後は5と改めております。

次に、改訂後の項目5、(2)いじめの早期発見で、次のページになりますが、ウとして、けんかやふざけあいをいじめと切り離して考えるのではなく、それらの背景を掴んだ上での慎重な判断が必要であり、それがいじめではないという判断であったとしても、それをきっかけに人間関係の修復力を高めるような指導やフォローをしていくことが必要であるという内容であります。

次に、(4)のオについては、文言整理であります。

次に、大きな項目2いじめの防止等のために町が実施する主な施策の項目2の(1)いじめの防止のうち、イの改定分と次のウの部分については文言整理であります。

キについては、新たに加えるもので、幼児期の教育においても相手を尊重する気持ちを醸成させ、学齢期におけるいじめの未然防止へとつなげるという内容であります。

次の(2)いじめの早期発見のうち、イの部分と、(3)いじめへの対処のうち、エの部分については、文言整理であります。

次に、カについては、新たに加えるもので、いじめへの対処として、幕別町学校管理規則では、加害児童生徒を出席停止にすることができる旨の規定がありますが、加害児童生徒を出席停止にするという選択肢のみではなく、被害児童生徒を守り、安心して学校に通えることも考え、区域外就学等の対応を加えるものであります。

次に、大きな項目3、いじめの防止等のために学校が実施すべき主な施策の1の(1)学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等のうち、アについてですが、改訂部分は、このページの最後の行から次のページにわたります。

学校においても学校単位で「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。幕別町内では14校全ての学校で策定しておりますが、これまでは改定前に記載のとおり、公表するとしておりますが、改定後は、公表だけではなく、児童生徒、保護者、関係機関に説明をし、PDCAサイクルに基づいて定期的に見直しをしていくよう改めたものであります。

次にウになりますが、改定前では、学校基本方針の策定に当たっては、これまで児童生徒や保護者・地域の方の意見を聞くこととしておりましたが、改定後では、見直しの場合も加え、さらに学校評価にいじめ防止の取組の実施状況を位置づけ、必要な事項を取り入れることとしております。

次に、2の(1)いじめを防止するための具体的取組のうち、イについては、改定前では、道徳の教材として「わたしたちの道徳」を積極的に活用するとしておりましたが、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で道徳が教科化され教科書がありますので、これに伴い、教材として使用してきた「わたしたちの道徳」が基本的には使用されなくなります。このため、改定後においては、関連する文言を削除し、個人情報の取扱いに留意した上で、PTAや地域の関係者、団体等との情報共有を図り、家庭等での状況把握に努めるという内容を加えております。

次に、エの部分と、カの部分については文言整理であります。

次に、(2)いじめを早期に発見するための具体的取組についてであります。アについては、改訂前では、道教委のアンケート調査と学校独自の調査を実施するとしておりますが、改訂後においては、この調査結果を活用し、個人面談等で児童生徒のSOSを見逃さないよう速やかに対応するという内容を加えております。

次のイの部分と、エの部分については文言整理であります。

(3)いじめに対処するための具体的取組のうち、項目のアは、いじめの発見又は通報を受けたときの対応になりますが、改訂前では、いじめの報告を受けた校長は直ちに町基本方針に規定する組織により事実確認を行うとしておりますが、改訂後では、(エ)の部分で、まず教育委員会への報告、次に(オ)の部分で基本方針に規定する組織による事実確認としております。

今、説明した部分については、平成29年10月の教育長通知で、各小中学校に周知している内容で、その通知内容にあわせて整理するものであります。

なお、改訂後に小項目を加えているため、改訂前の(エ)から(キ)が、改訂後は(エ)から(ク)として改めるものであります。

次に、イの被害児童生徒への対処及び保護者への支援のうち、(オ)については、新たに加えるものであります。進級や進学時に学校内、学校間での引継ぎを十分に行い、進級した、あるいは進学したことで急に支援などが途切れたりすることのないように配慮するといった内容であります。

次のウの加害児童生徒への対処及び保護者への支援のうち(オ)についても、新たに加えるもので、さきほどの被害児童生徒と同様の内容であります。

大きな項目4重大事態への対処で、1重大事態の基本的な考え方と、その内容として(1)から(3)までを加えるものであります。これまでは、重大事態の定義として、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定めておりますが、そのことのみで判断せず、児童生徒や保護者からの申し出によっても重大事態としての対応とる必要がある趣旨の内容を加えております。

以上が改定の内容であります。

なお、この改定案につきましては、去る8月1日に開催した幕別町いじめ防止対策推進委員会で説明し、ご意見を伺ったところであります。原案を変更する部分はありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**小尾委員** いじめ防止基本方針の改定に関わって、SNSや携帯電話の利用規制が必要であると考えておりますが、教育委員会として何か取組を行っているのでしょうか。

**学校教育課長(山端 広和)** 携帯電話のルールを設定しており、その中で午後9時以降携帯電話を利用しないことの周知を行っております。

あわせて、それが守れたか守れなかったかをアンケート調査をしております。今年の結果では「守れた」が小学校で7割、中学校がやや落ちて5割程度という結果が出ております。守れなかった理由で我慢できなかったというのがありましたので、今後、その理由を把握できるように検討しながら、引き続き調査を実施していく予定であります。

また、ネットパトロールも実施しております。有害サイト等に繋いでいないかどうかを調査するものでありまして、学校名等の個人情報を出してしまうというケースはかなりの件数がありました。しかし、最も重大な事態となる出会い系サイトへアクセスしている件数は今年前半の結果ですけれども、取りまとめた中ではありませんでした。具体的な部分は各町村への通知をするということになっておりますが、本町ではそういった事案はありませんでした。

**菅野教育長** 携帯電話・スマートフォンの使用ルールについての確認を教育の日に合わせて行っていることについての説明を求めます。

**学校教育課長（山端 広和）** 毎月19日を教育の日として、ノーテレビ・ノーゲームデーに合わせてスマートフォンのルールを確認の日と位置づけしております。取組、集計は年に2回、6月と11月に取りまとめをしております。

去年の実態だと、29年11月には「守れた」が小学校では9割、守れなかったのは7.3%、中学校では守れた80%、守れなかったが20%という結果がでております。

守る約束内容というのは、基本的に夜9時以降使用禁止。名前やメールアドレス、個人を特定できる写真は投稿しないこと。メールSNSを利用するときは自分が言われて嫌だと思ふことは絶対に書かないこと。困ったことわからないことがあったら必ず保護者や先生に相談すること。というのが、児童生徒が守る4つの約束です。

そして保護者が守る3つの約束は購入する際、しっかり使用の約束事を決めること。使用する時間、場所等の状況を確認すること。もう1つが、有害サイトからフィルタリングをつけること。これが本町のルールとなっております。

各学校、生徒を通じて保護者、あるいは学校だより等を通じて周知を行っております。

**小尾委員** 各携帯会社は有害サイトを開けないようにする手続きを取るよう促進しておりますが、そのことを保護者が理解し、実際対策をしている率がどのくらいなのでしょう。学校現場では、有害サイト対策としてどのような取組を行っているのでしょうか。

**学校教育推進員（式見 貴美穂）** 中学校の段階では、どの学校も生徒指導上大きな問題となっております。教育課程のなかに位置づけて考えると、新しい教育課程の道徳のなかで触れることになってきます。

今までも主要の部分について、大元のルールは二年前に教育委員会で作成したものがありますので、それをもとに各学校が指導しています。

また、道徳以外にも特別活動のなかで、生徒向けの外部コーチを招いてSNSの使い方を指導したり、家での使い方を保護者と一緒に講習を受けるといふのをほとんどの学校で年に1回は行っております。

そういった中で、色々な問題が出ているのが現状でありますので、後追いの指導になりますがネットパトロール、教育委員会、道警、各学校でもその分野に長けている先生がいれば指導しておりますが、LINEはなかなか入っていけない部分ありまして、課題となっております。

**菅野教育長** 今の段階ではどうしても保護者に委ねている部分が大きく、教育委員会から学校を通じてルールの徹底を図っているのですが、守られているかについては、保護者にお任せするしかないという点が課題となっております。

**國安委員** 4番のいじめの解消のAに記載されている、「少なくとも3カ月以上やんでいる」という表現ですが、また再発する可能性があるかと捉えてしまう可能性があるのでは、「なくなっている」としては良いのではないのでしょうか。

**学校教育課長（山端 広和）** 全体的な部分で言いますと基本的に道の改定の内容に沿った形で修正しております。

**菅野教育長** そのほかに質疑はございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第50号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第50号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第8、議案第51号平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択について説明を求めます。

**学校教育課長（山端 広和）** それでは議案第51号、平成31年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧くださいと思います。

小・中学校において使用する教科用図書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び施行令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないとされております。

はじめに、小学校用教科用図書のうち、道徳については、本年度からの教科となっており、2年目となる平成31年度については、昨年8月4日に、共同採択地区として管内18町村で構成する第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、平成30年度から使用している教科書を引き続き採択しようとするものであり、教科書の発行者名は議案に記載のとおりであります。

次に、道徳を除く小学校用教科用図書につきましては、平成26年8月5日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定しているため、本年度でちょうど4年の周期が経過することになります。

このため本来であれば、本年度は協議会内に調査委員会を設けた上で、選定作業を行う年度でありましたが、平成32年度から新たな小学校学習指導要領に基づき全面実施となることや、加えて、昨年度の検定において新たな図書の申請がなかったことから、国等の通知に基づき、調査委員会を設けず、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用し、去る8月3日開催の第12地区教科書採択教育委員会協議会において、平成31年度に使用する小学校用教科用図書については、現在使用している教科書を、引き続きもう1年使用することで、決定したところであります。

このため、協議会の決定に基づき、町教育委員会といたしましても平成31年度に使用する小学校用教科用図書（道徳以外）につきましては、議案に記載のとおり現在使用している教科書を、引き続きもう1年使用することで採択するものであります。

協議会における採択結果につきましては別に配付の議案第51号説明資料のとおりで、4年前の採択結果と同様の内容であります。

なお、道徳以外の小学校用教科用図書につきましては、来年度改めて協議会で選定作業を実施する予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 英語教科の実施は何年度からでしょうか。

**学校教育課長（山端 広和）** 平成32年度から完全実施となっております、来年度、選定作業が行われます。

**菅野教育長** そのほかに質疑はございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第51号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第51号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第52号、平成31年度に使用する中学校用教科用図書（道徳）の採択について説明を求めます。

**学校教育課長（山端 広和）** それでは議案第52号、平成31年度に使用する中学校用教科用図書（道徳）の採択についてご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧くださいと思います。

小・中学校において使用する教科用図書につきましては、法令の規定により、原則として4年間、採択地区協議会における協議の結果に基づき、毎年度、種目ごとに同一の教科用図

書を採択しなければならないとされており、採択時期については、使用する前年度の8月31日までとされております。

平成31年度に使用する中学校用教科用図書道徳につきましては、平成31年度から教科化されることに伴い、第12地区教科書採択教育委員会協議会で計6回の会議を重ね、去る8月3日に開催された第6回協議会において、東京書籍とすることで決定されたところであります。

ここで協議会における選定経過について説明させていただきます。

議案第52号説明資料1をご覧くださいと思います。

こちらは、道徳の報告書になります。今回、8者の教科書があり、協議会内に設置いたしました調査委員会、採択地区内の校長や教頭、学識経験者又は保護者で構成する6名の委員になります。資料に記載のとおり6/29、7/13、7/20の計3回の調査委員会が開催され、その調査結果をまとめたものが本報告書になります。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

見本本の総合所見になりますが、2ページの(1)から(8)まで、発行者ごとに第1学年についての生命の尊厳についての学習の取り上げ方や、内容の構成・排列の工夫がまとめられております。

議案第52号説明資料2の1ページをご覧くださいと思います。

左上に略称として教科書の発行者名が記されております。

調査研究の視点といたしましては、取扱内容では、生命の尊厳や自然、伝統と文化をどのように取り上げているかといった視点でまとめられております。

中段の内容の構成や排列・分量等については、各者、どのように構成や排列を工夫しているのか、分量等では自分自身に関する事、人との関わりに関する事、集団や社会との関わりに関する事など、どの程度扱っているかなどをまとめております。

下段の使用上の配慮等については、自らを振り返る工夫や家庭、地域との連携を深めるための工夫、使用上の便宜がどのようにされているかをまとめ、先ほどの説明資料1とあわせて調査委員会から協議会に報告されております。

協議会においては調査委員会からの報告を受け、教科書展示会の意見も参考にしながら、審議が進められ選定を行ったところであります。

議案第52号説明資料3をご覧くださいと思います。

こちらは、協議会における採択結果であります。

選定理由として大きく5つ挙げられております。

1点目に、いじめ問題についてですが、多面的・多角的に考えるよう工夫がされているということ。

2点目に、「考え議論する道徳」として教材ごとの書き込み欄やホワイトボードが設けられるなど、自分の考えを書く活動や議論することができるなどの配慮がされているということ。

3点目に、問題解決的な学習として、主題に対する投げかけや議論し問題を解決するための発問などの工夫がされていること。

4点目に、郷土の教材を掲載し、地域について考える場面を設け、生徒が家庭や地域と連携して活動することを促す学習を充実させる工夫がなされていること。

5点目に、体験的な学習の対応として役割演技など、実際に当事者として体験を通して議論が深めることができるよう工夫されていることという点であります。

道徳については、文科省の検定を受けた8者が出ておりましたが、この8者のうち、東京書籍を第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定したところであり、幕別町教育委員会におきましても、協議会の決定を踏まえ東京書籍発行の道徳の教科書を採択しようとするものであります。

なお、管内町村教育委員会でも今月31日までに採択する予定となっておりますが、全ての教育委員会で採択された後に、第12地区教科書採択教育委員会協議会の議事録をはじめ、調査委員会の委員名、報告書等を協議会事務局であります、本町において調製のうえ、9月上旬には各町村教育委員会に送付し、閲覧ができるようにするほか、本町では、事務局でありますので開示請求に応じて写しの交付を行うことができるよう準備しているところであります。

また、同時に本町のHPにも公表資料をアップするほか、管内各町村教育委員会も本町のHPにリンクを張り付け、公表する予定としております。

従いまして、議案第52号説明資料につきましては、9月上旬の公表資料に含まれていますことから、ご留意願います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第52号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第52号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第10、議案第53号、平成31年度に使用する中学校用教科用図書（道徳以外）の採択について説明を求めます。

**学校教育課長（山端 広和）** それでは議案第53号、平成31年度に使用する中学校用教科用図書（道徳以外）の採択についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをご覧くださいと思います。

中学校において使用する教科用図書につきましては、法令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。

現在使用の中学校教科用図書は、平成28年度から使用しており、来年が4年目となります。このことから、平成31年度に使用する中学校用教科用図書につきましては、平成27年8月4日に第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました平成28年度から使用している教科書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第53号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第53号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第11、議案第54号、平成31年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について説明を求めます。

**学校教育課長（山端 広和）** それでは議案第54号、平成31年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択についてご説明申し上げます。

議案書の10ページをご覧くださいと思います。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条におきまして、文科省の検定済教科書又は文科省が著作の名義を有する教科書以外の教育用図書、いわゆる一般図書を使用することができるものと規定されております。

この一般図書につきましては、児童生徒の個々の障害の程度や実態に応じた教科用図書を幅広く使用することができるよう、中段枠内に記載のとおり、「平成31年度使用小・中学校を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）」報告書、平成30年7月26日第12地区教科書採択地区調査委員会作成に登載されている全ての図書とすることを、本年8月3日に開催された第12地区教科書採択教育委員会協議会におきまして、決定したところであり、幕別町教育委員会におきましても、同様に採択しようとするものであります。

議案第54号説明資料1をご覧くださいと思います。

平成31年度使用教科用図書のうち、附則第9条に規定する教科用図書の採択につきましては、保護者で構成する6人の調査委員で構成する調査委員会を設置し、資料に記載のとおり6/29、7/17、7/20の3回にわたり調査研究が行われました。

資料の2ページをご覧くださいと思います。

見本本の総合所見が記載されていますが、調査委員会では主に新規に追加された一般図書の調査研究を行いました。追加となった一般図書は、(1)の「あいうえおべんとう」から最後のページになりますが、4ページ(15)「職業・家庭 たのしい職業科 わたしの夢につながる」まで11者15点であります。

調査委員会では、道教委から送付のあった採択参考資料を参考にした調査研究のほか、見本本については、一般図書を所蔵する帯広養護学校で第2回調査委員会を開催し、実際に追加となった一般図書の内容等を確認しながら、それぞれの図書について調査研究を実施したところであります。

追加となる15点の所見については、報告書に記載のとおりであります。

次に、議案第54号説明資料2につきましては、附則9条図書として決定した一般図書の内容が記載されておりますが、ここに登載されている一般図書は計324点となっております。

第12地区教科書採択教育委員会協議会では、これら調査委員会からの調査研究の報告をもとに、8月3日開催の第6回協議会において、児童生徒の個々の障害の程度や実態に応じた教科用図書を幅広く使用することができるよう、この資料に登載されている全ての図書を採択すると決定したところであり、北海道教育委員会が作成した採択参考資料に登載される全ての図書と一致するものであります。

なお、添付いたしました報告資料につきましては、中学校用教科書（道徳）と同様、9月上旬の公表資料に含まれております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第54号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第54号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に日程第12、議案第55号平成29年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について説明を求めます。

**教育部長（岡田 直之）** それでは議案第55号、平成29年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価についてご説明申し上げます。

議案書は11ページをご覧くださいと思います。

別にお配りしております、議案第55号説明資料幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書（案）の表紙をめくっていただきますと、「はじめに」とありますが、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会は毎年、前年度の事務の点検・評価を行うこととされておりますが、下段の四角の第26条にありますとお

り、この報告書を議会に提出するとともに、一般に公表することも義務付けられたところでもあります。

例年、9月の町議会定例会に本報告書を提出するとともに、役場庁舎等において、町民の皆さんにも公表しているものであります。

この度、平成29年度分について、点検・評価をまとめましたので、ご説明させていただきます。ページ数も相当多いため、概略についてご説明申し上げます。

2枚目が目次となりますが、報告書は大きく、第1章教育委員会の活動状況等と、第2章第5期幕別町総合計画の基本計画に基づく評価に分かれております。第1章では、教育委員会会議の開催及び審議内容をはじめ、条例・規則・要綱等の制定、就学指導委員会等の附属機関の活動状況になりますが、1ページから12ページに記載してありますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

13ページをご覧いただきたいと思っております。

第2章は、第5期幕別町総合計画の基本計画に基づく評価であります。町の総合計画の組み立てに合わせて、主要施策や施策の方向を体系化し、点検・評価を実施しております。

第1節、国内交流や国際交流の推進、主要施策、国内交流の推進、施策の方向は、国内交流の推進の取組であります。

なお、本事業につきましては、上尾市については継続して交流事業を実施しておりますが、日向市との交流事業につきましては、平成25年度を持って終了したところであり、平成27年度からは高知県中土佐町及び神奈川県開成町との交流事業を実施しております。データ欄にありますとおり、児童の派遣の実施は隔年となっております。平成29年度は、埼玉県上尾市に5人、高知県中土佐町と神奈川県開成町に17人を派遣したところでもあります。また、児童の受入れにつきましては、平成28年度は、上尾市から13人、中土佐町と開成町から34人の受入れを行ったところでもあります。

14ページをご覧いただきたいと思っております。

14ページから16ページまでは、中学生・高校生に対する国際交流事業の推進に伴います各種施策について記載しております。

17ページをご覧いただきたいと思っております。

17ページから26ページまでは、第2節、生涯にわたる学習社会の形成として、生涯学習について記載されており、主要施策については、生涯学習プログラムの体系化、情報提供の充実、指導者・団体の育成、学習・活動機会の充実、施設の機能充実であります。各種施策について記載しております。

生涯学習講座の受講人数は、平成27年度、百年記念ホール分になりますが2,179人、平成28年度が1,645人、平成29年度が1,545人となっております。

平成29年度につきましては、講座の内容によりましては、受講者数が少ない講座があり、前年度と比較いたしまして、100人の減少となっておりますが、今後におきましても、魅力ある講座作りに努めてまいりたいと考えております。また、中段に記載しておりますが、平成25年度からは、北海道科学大学との連携協定の締結による、コミュニティカレッジを開催するなどの充実を図っております。今後とも、住民のニーズに対応した講座の開設やきめ細かな情報の提供を行ってまいります。

26ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらでは、図書館について記載しており、施策の方向では図書館の機能強化や蔵書の充実を図ることとしております。データ欄にあります。平成29年度の蔵書数は24万4,303点であり毎年図書資料の充実を図っているところでもあります。また、事業といたしましては、マイファーストブックサポート事業や移動図書館車の活用等を図り、本に親しむ環境整備に努めております。今後におきましても、図書館を核とした地域づくり事業などを通し、本や図書館に親んでもらえるような事業の展開を図ってまいります。

31ページをご覧くださいと思います。

第3節、健やかな子どもを育てる学校教育の推進、主要施策は小中学校教育の充実であります。評価指標の欄2段目には、各年5月1日時点での特別支援教育支援員の人数を記載しておりますが、平成29年度は、前年度と同数の44人を配置しております。今後におきましても、学習支援や生活介助を必要とする児童生徒が年々増加していくものと思われまことから、その支援の充実に努めてまいります。

また、データ欄には、全国学力・学習状況調査における国語や算数・数学の理解状況を記載しております。新聞では、平均正答率が報道されますが、ここでは授業内容がよく分かるかどうかを問うものであります。データ欄にありますとおり、小学6年生の国語において、前年に比べ2.2ポイント、算数においては、1.1ポイントの上昇、中学3年生の国語においては、前年と同数でありましたが、数学においては、1.5ポイント下降となった状況にあります。今後とも、個に応じたきめ細かな学習指導の充実が必要と認識しているところであります。

41ページをご覧くださいと思います。

いじめや不登校についてであります。データ欄にありますとおり、平成29年度のいじめの認知件数は、小中学校合計で6件となっており、減少傾向にありますが、いじめを発生させないために、他人を思いやる心の醸成、心の教室相談員や子どもサポーターの活用、さらには、学校・家庭・地域・関係機関との連携がこれまで以上に求められております。不登校の児童生徒につきましては、年々増加傾向にあり、相談を希望する児童生徒の増加に対応出来る体制整備の充実を図る必要があるものと考えております。

45ページをご覧くださいと思います。

施策の方向、健やかな成長に資する給食の提供についてであります。給食は、健やかな成長を図るための重要な要素であり、給食の充実はもとより、地場食材の提供は、郷土意識の醸成など食育の観点からも重要でありますことから、今後におきましても、可能な限り地場農産物の提供に努めてまいります。

46ページをご覧くださいと思います。

施策の方向、中1ギャップの解消についてであります。小学校と中学校のスムーズなつながりにより、中学1年生で顕著になりやすい不登校や学力低下、いじめ等のいわゆる「中1ギャップ」、「中1リセット」とも言いますが、これらの解消を図ること等を目的とした小中一貫教育の導入に向け、先進地視察や幕別町小中一貫教育等推進会議を開催してきたところであります。今年度は、幕別中学校と札内東中学校エリアにおいて、モデル校を設置し、本格実施に向けて、その成果や課題について、検証を行ってまいります。

57ページをご覧くださいと思います。

5節、優れた芸術・文化活動の推進、主要施策、芸術・文化活動の育成と支援であります。文化協会や町民芸術劇場などの支援を行い、優れた芸術鑑賞機会の充実を図ってまいります。

71ページをご覧くださいと思います。

7節、健康づくりとスポーツ・レクリエーションの推進、主要施策、スポーツ・レクリエーション活動の推進、施策の方向は、体力づくり講座、各種講習会・教室の開催など、スポーツに親しめる機会の充実であります。評価指標欄にありますとおり、体力づくり講座への参加者は、平成29年度は5,576人で、年々増加しており、今後におきましても、運動を通じた健康づくりへの意識を高めるために、魅力ある講座の開催に努めてまいります。

79ページからは資料編で、教育委員会事務局の係ごとの資料をまとめており、107ページからは関連する規定等を掲載しております。

112ページには、本報告書をまとめるに当たり、点検及び評価の客観性を確保する観点から、外部意見として町長部局の部長職や東十勝退職校長会の会長、江陵高校校長、町PTA連合会会長などにも協力をいただいたところであります。

以上、ご説明申し上げました報告書につきましては、本日ご審議をいただいたのち、今月31日に開会の第3回町議会定例会の会期中に、議会に提出する予定であるとともに、同時に教育委員会事務局、役場庁舎、支所、出張所、図書館等に備え置いて、閲覧できるようにするほか、町のホームページ上でも閲覧できるようにして、町民の皆さんへ公表いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**國安委員** マイファーストブックサポートは具体的にはどのような取組を行っているのでしょうか。

**図書館長（武田 健吾）** マイファーストブックサポートの概要についてであります。小さな頃から本に親しむことを目的にしております。実際に図書館の司書が7か月検診の時に邪魔いたしました。本の読み聞かせを行うとともに気に入った絵本を一冊プレゼントさせていただいております。また、返してもらうこととなりますが、本と絵本のセットも用意しております。それを持ち帰りいただく取組を行っております。

**菅野教育長** そのほかに質疑はございませんか。

（ありません。）

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第55号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第55号につきましては原案どおり可決いたします。

次に日程第13、議案第56号、指定管理者の指定に係る議会提案について説明を求めます。

**生涯学習課長（石野 郁也）** それでは議案第56号、指定管理者の指定に係る議会提案について、ご説明申し上げます。

議案書の12ページと議案説明資料をご覧くださいと思います。

本件は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定に当たり、議会提案を幕別町長に求めるものであります。

議案書の下の方をご覧くださいと思いますが、地方自治法では、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ町議会の議決を経なければならないとされていることによるものであります。

施設の名称につきましては、幕別町札内スポーツセンター及び幕別町農業者トレーニングセンター。指定管理者は、先に行われました選考審査において第一優先交渉権者として決定されました、中川郡幕別町札内中央町532番地12、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブ、理事長 笠谷 直樹氏であります。指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

次に、議案説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

指定管理者が管理を行います施設の概要を載せております。左の表にあります札内スポーツセンターは、平成元年度に建設され、平成29年度の利用者は9万5,236人となっております。右の表にあります農業者トレーニングセンターは、昭和58年度に建設され、平成29年度の利用者は3万3,110人となっております。両施設とも町民の健康増進及び体育向上に資することを目的とした体育館であります。

2ページをご覧くださいと思います。

指定管理者が行います業務の概要を載せております。指定管理者は、施設全体の管理運営はもとより、スポーツ教室の企画運営をはじめ、本町出身オリンピック選手を活用する事業やスポーツイベントの開催等を行うものであります。

同法人の概要であります。総合型地域スポーツクラブとして、地域のスポーツ活動及び振興を中心に活動し、平成23年8月に特定非営利活動法人としての認証を受けているところであります。

職員数等であります。理事が8人、監事2人、職員数4人となっております。事業内容につきましては、スポーツ活動推進を中心に取り組まれているところであります。

次に、指定管理者の公募に当たりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、平成30年7月10日から公募をいたしましたところ、募集期間内に当該団体の1団体から応募があったところであります。

候補者の選定に当たりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、有識者5人を含めた10人による選定委員会を設置し、候補者選定基準により、申請資格審査、書類審査、さらにはプレゼンテーションを経まして、総合評価により審査、選定作業を実施したところであります。

この結果、当該団体が、当該施設の目的にあった施設利用の促進が図られるとともに、地域スポーツの好循環を生み出すことで、スポーツ文化の醸成や地方創生の実現に期待ができること、かつ、適正な運営管理の確保が期待できるという判断に立ち、当該団体が合格点に達し、委員一同から高い評価を得られましたことから、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブを指定管理者の候補者として選定したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

**菅野教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第56号につきまして原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、議案第56号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第14、議案第57号、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**菅野教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**菅野教育長** 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、このほか、皆さんからなにかございませんか。

**給食センター所長(宮田 哲)** 4月に瀧本委員から質問がありました、平成29年度の学校給食費の収納状況について、まとめましたので報告いたします。

始めに現年度分ですが、調定額134,755,536円に対し、収納額132,867,631円で収納率98.59%前年対比 0.80ポイントの増であります。

次に過年度分ですが、調定額 19,464,431円に対し、収納額 2,003,002円で収納率10.29%前年対比 0.08ポイントの増であります。

平成29年末、未納世帯は全体では132世帯であり、未納額の最多は930,032円であります。この世帯につきましては、昨年度臨戸訪問等を行い、平成29年度現年度は完納しておりますが、それ以前の分が未納の状態であります。

なお、今年度につきましても電話督促、臨戸訪問を行い、平成30年度132世帯のうち、内19世帯が既に完納しており、収納率向上に努めて行きたいと考えております。

**菅野教育長** そのほかになにかございませんか。

(ありません。)

**菅野教育長** ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第11回教育委員会会議を閉じます。